

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分及び同月○日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付の支給に関する変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、貨物自動車の運転手として就労していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、会社の駐車場で車両のタイヤ交換作業中、取り外したタイヤを車両後方へ転がしたところ、当該タイヤがジャッキに当たり、その衝撃で油圧コックが弛み、ジャッキが下がり、車体が傾いたため、車体側板と壁に挟まれて胸を負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、C病院に受診し、「左鎖骨遠位端骨折」と診断された。

請求人は、本件災害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に第1回分（平成○年○月○日から同年○月○日までの間）、第2回分（同月○日から同年○月○日までの間）、第3回分（同月○日から同年○月○日までの間）、第4回分（同月○日から同年○月○日までの間）、第5回分（同年○月○日から同月○日までの間）、第6回分（同月○日から同年○月○日までの間）、第7回分（同月○日から平成○年○月○日までの間）、第8回分（同月○日から同年○月○日までの間）に係る休業補償給付を請求し、監督署長は、本件災害は業務上の事由によるものと認め、これらの休業補償給付を支給する旨の処分をした。その後、請求人

は監督署長に対し、第9回分（同月〇日から同年〇月〇日までの間）に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人が平成〇年〇月〇日から会社で就労し、賃金を得ていたとして、第9回分について、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をし、支給済みの第1回分から第8回分に係る休業補償給付についても、第3回分及び第4回分を除き、同月〇日付けで一部ないし全部を回収する旨の変更決定処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人の第9回分の休業補償給付の請求について支給しない旨の処分をなし、さらに、支給済みの第1回分から第8回分に係る同給付について、第3回分及び第4回分を除き、一部ないし全部を回収する旨の変更決定処分をしたことが妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）労災保険法第14条第1項には、「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給する」と規定されている。そしてこの「療養のため労働することができない」日とは、①業務上の負傷又は疾病のため医師から安静を命じられた日、②医師から就労を禁止・制限された場合等医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災労働者がその指示に従うことによって労働することができ

ない日、③医師の治療を受けるために通院することによって労働することができない日、その他傷病等の状態を医学的にみて一般的な労働（負傷前と同一の労働に限らず、軽作業も含む。）に服することができないと認められる日を指すものと解されている。

したがって、医師の診断により療養のため労働不能であったことと、そのため賃金を得ていないことの要件を満たさない限り、休業補償給付を受給することはできないものである。

(2) 請求人は、本件災害により平成○年○月○日から平成○年○月○日まで休業補償給付を受給しながら、他方、平成○年○月から一定期間を除き継続的に会社において就労し、賃金を得ていたものと認められるところであり、このことは、タイムカードや賃金明細からも確認されるところである。

(3) このように、請求人は休業補償給付の支給を受ける一方、会社から賃金を得ており、かつ、D医師が平成○年○月○日付け意見書において、請求人は「平成○年○月○日からは就労が可能であったと判断される。」と意見していることも併せ鑑みれば、請求人が平成○年○月○日から実際に就労し賃金を得ていた期間は休業補償給付の支給要件を満たしていたとは認められない。したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)に説示のとおり、請求人が実際に就労し賃金を得ていた期間は労災保険法所定の休業する日に該当せず、休業補償給付の対象にならないと判断する。

(4) なお、請求人は、働いた日に休業補償給付が支給されないことを知らなかった、これまで支給を受けた休業補償給付を急に返せと言われても、知らなかったことなので、返すことはできない旨主張するが、法の不知は抗弁としては認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の不支給決定処分及び同給付に係る支給変更決定処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。